

平成 28 年 11 月期 定例教育委員会議・会議録

・開催日時 平成 28 年 11 月 17 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

・開催場所 羽曳野市役所 別館 3 階 特別会議室

・出席者 委員長 内本和彦
同職務代理者 麻野多美子
委員 金銅真代
教育長 高崎政勝

・説明者 教育次長 村田明彦
学校教育室長 清水淳宅
生涯学習室長 石井康晴
学校教育課長 東浩朗

・事務局 教育総務課長 森井克則
教育総務課参事 榊井恵美

・議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 教育長月次報告

日程第 3 報告第 13 号
教育委員会表彰者の追加について 《資料 1》

日程第 4 議案第 25 号
羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正及び羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正について 《資料 2-1、2-2》

日程第 5 議案第 26 号
後援名義の使用許可について 《資料 3-1、3-2、3-3》

日程第 6 その他
・日程調整 他

・議事内容 別紙のとおり

開会：午前9時30分

[委員長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長において、金銅委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

高崎教育長から別紙「教育長月次報告」に基づき報告

日程第3 報告第13号

教育委員会表彰者の追加について

《資料1》

教育総務課長より、10月期教育委員会議以降に学校より推薦があった生徒について、表彰式がせまっていたため、教育長特別表彰クラブ活動優良者表彰基準に該当として、教育長専決にて追加決定をおこなったことの報告がありました。

日程第4 議案第25号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正及び羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正について

《資料2-1、2-2》

学校教育室長より、教育委員会が就学援助に関する事務を処理するため市長部局から提供される特定個人情報として、児童扶養手当関係情報を追加するために行う市条例及び市規則の改正であり、条例については、平成29年1月1日施行とするため12月議会に上程することの説明がありました。

《委員長》 情報提供については、履歴が残るのですね。

《室長》 将来的には、市町村間でのやり取りも可能となりますので、マイポータルという形で、本人が履歴確認されることも可能となります。

《委員長》 転入の場合、前住所地の所得証明の提出が必要なくなるのですね。

《室長》 そうです。

【採 決】 本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第5 議案第26号

後援名義の使用許可について 《資料3-1、3-2、3-3》

●事務局より、教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。《資料3-1》

●「月曜・夜ごはんの会」について 《資料3-2》
事務局より、資料に基づき、事業の主催者、事業名、開催の主旨等についての概要説明がありました。

《委員長》「羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金」を受けられることは、決定しているのですか。また、その補助金の担当課は。

《事務局》担当課は、こども未来室こども課です。金額の確定はまだですが、内定を得られています。当該団体を含め4団体へ助成されます。

《教育長》許可決定の前に、教育委員会の後援名義を入れたチラシを作成され、学校説明

- に行かれていることは問題です。また、市長部局においても、後援名義を出しておらず、担当課は募集チラシに補助金事業と入れることで対応するように他団体に指示しているとのことですので、そういう事業に後援名義使用許可を出訴必要があるのでしょうか。また、この取り組みは教育分野というより福祉文野のウエイトが強いですね。子どもの居場所づくり事業については、社会教育課で取り組む事業という考え方はありますが、教育委員会の後援事業としてなじまないのではないのでしょうか。

《委員長》事業内容には学習支援もあるようですが、メインは食事部分「こども食堂」ですよね。

《教育長》終了時間についても夜9時までというのは、府条例にも抵触するでしょう。

《委員長》子どもたちの帰宅方法はどうされるのでしょうか。

《事務局》送迎を計画しているとのこと。

《教育長》なかなか実際に始まってみて、様子を見ないと、実態がつかめないでしょう。継続して、状況確認をして、議論していくべきですね。

《委員長》本当に後援名義が必要な事業なのか、子どもたちへのチラシ配布だけが目的と考えられます。

《学校教育課長》子どもの居場所づくり事業のチラシ配布の件については、学校現場も混乱していますので、担当課に、広報掲載等、チラシ配布以外の周知方法を打診しているところです。

《教育長》広報等で保護者を通じて子どもに周知する方法を取る必要があります。子どもだけがチラシを見て参加するのはよくありません。

《職務代理》実行委員会の構成員についても4名という少数であるので、個人的な取り組みのような感じを受けてしまいますね。

《教育長》団体の活動支援ではなく、事業内容が後援名義にふさわしいか考える必要が

あります。

【採 決】本件は、不許可とすることに決定しました。

- 「2035年なんか怖くない！」笑顔輝くまち
～ひとりひとりの健康と地域づくり～ について 《資料3-3》

事務局より、資料に基づき、事業の主催者、事業名、開催の主旨等についての概要説明がありました。

《委員長》市長部局の後援名義使用許可はおりにているのですね。

《事務局》はい。

《教育長》広い意味で生涯学習分野の事業ととらえることも可能ですが、平日の午後開催で、学校生徒、教職員の参加もなかなか難しい状況でもあり、健康作りがメインの福祉的な性格が強い内容ですので、教育委員会の後援事業にふさわしいのか疑問に思います。

《職務代理》教育委員会の後援名義使用許可がなくても、学校での周知活動は可能ですね。

《室長》可能です。

《次長》しかし、学校としては、教育委員会の後援名義使用許可がある方が、判断しやすいですが。

《委員長》市長部局からの後援名義許可があれば、教育委員会としての後援をあえてする必要はないでしょう。

【採 決】本件は、不許可とすることに決定しました。

日程第6 その他

(1) 12月議会に上程を予定している議案説明。

- ・12月で任期満了となる高崎教育長の任命同意、金銅委員の選任同意について
- ・指定管理者の指定について（市民体育館、市民体育館屋外テニスコート、市民プールの指定管理者に柵みのりの里を再指定するもの）
- ・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- ・平成28年度一般会計補正予算について（中学校エアコン設置工事費約4億9,300万円、丹比小、白鳥小、古市南小学校体育館非構造部材耐震工事費約1億300万円）を国庫補助のため前倒しして今年度予算に計上するもの。）

(2) 日程調整

委員長より12月定例委員会議を12月16日に予定することを通知しました。

[委員長 閉会の挨拶]

閉会：午前 11 時 30 分